

# 日本ヒートアイランド学会 会則

2009年5月23日改定

## 第1章 総則

第1条 本会は日本ヒートアイランド学会（英文Heat Island Institute International、略称:HI<sup>3</sup>、以下本会）と称する。

第2条 本会の事務所は横浜市に置く。

第3条 本会はヒートアイランドに関する基礎学理と科学技術の振興および緊急を要する緩和対策および技術を検討することを目的とし、あわせて会員相互の情報交換・親睦および国、東京都などの各自治体、企業、NPO・NGOを含む内外の研究者、研究団体との連携・交流を図り、ヒートアイランド問題の解決に資する。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. Webジャーナル、Webニュースレター、国際ジャーナルなどの発行
2. 研究会、研究発表会、講演会、講習会、セミナー、見学会などの開催
3. ヒートアイランドに関する海外学術団体との情報交換・連携
4. ヒートアイランドに関する資料および情報の収集と提供
5. ヒートアイランド緩和技術開発
6. その他、本会の目的を達成するために必要と認められる事業

## 第2章 会員

第5条 本会の会員は、賛助会員、アカデミック会員、一般会員、学生会員の4種とする。会員は本会の行う全ての事業に関して便宜が与えられる。ただし、特別に費用を要する行事については実費を徴収することがある。

第6条 賛助会員は本会の趣旨に賛同する団体（企業、公的機関、NPO、NGO、研究会など）で、会費1口100,000円を年間1口以上納付するものとする。

2. アカデミック会員は本会の趣旨に賛同し、入会を希望する個人で、理事会で入会を承認され

たもので、会費年間8,000円を納付するものとする。

3. 一般会員は本会の趣旨に賛同し、入会を希望する個人で、理事会において入会を承認されたもので、会費年間1,500円を納付するものとする。
4. 学生会員は本会の趣旨に賛同し、入会を希望する大学院生（修士課程、博士課程）、大学生、専門学校生で、理事会において入会を承認されたもので、会費年間1,000円を納付するものとする。

## 第3章 役員および委員

第7条 本会に次の役員を置く。

理事30名以内、監事2名

理事の中から会長1名および副会長若干名を選出する。

2. 前項の理事および監事をもって民法上の役員とする。

第8条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

第9条 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその代行となる。

第10条 理事会は会務を処理する。理事はその分担事項に応じて総務、会計、編集、および各部会などを担当する。

第11条 監事は本会の会計監査に当る。

第12条 委員は編集委員、事業委員および専門委員等とし、各委員会、各部会に属し、会の実務を行う。

第13条 理事は会員（学生会員を除く）より選出する。選出の方法は別に定める。選出の結果は総会に報告しなければならない。

第14条 会長は理事中より互選する。ただし、その結果は総会に報告しなければならない。

第15条 副会長は理事中より会長が任命する。

第16条 理事の任務分担は理事会において協議決定する。

第17条 監事は理事会において理事より選出する。

第18条 委員は会員（学生会員を除く）から、理事会において選出、任命する。

第19条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第20条 本会に最高顧問、名誉会長、名誉顧問、名誉アドバイザー、顧問を置くことができる。

#### 第4章 会議

第21条 本会の会議は総会、理事会、および各種委員会、各種部会の4種とする。

第22条 総会は、会員により、原則として毎年1回開催し、会長が議長となり、事業報告、事業計画、予算、決算の承認、役員選出の報告、会則の変更、その他の事項を審議決定する。

第23条 理事会は必要に応じて会長が招集し、会則に定める事項の他、事業の実施方針の決定、総会に提出すべき議案の作成、各理事の分担事項について報告を行う。

第24条 委員会は編集委員会、事業委員会等とし、それぞれ編集担当理事、事業担当理事等が招集し、本会の出版事業および国際的連絡や行事等について審議する。

#### 第5章 会計

第25条 本会の経費は会費、寄付金、その他の収入によって支弁する。

第26条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終り、会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

第27条 理事会は会計年度終了後、収支決算書、事業報告書を作成し、監事の承認をうけた後、総会に提出しなければならない。

付則 この会則は2005年7月29日より施行する。

付則 この会則は2007年6月1日に改定し施行する。

付則 この会則は2009年5月23日に改定し施行する。

付則 第26条については、経過措置として2009年1月末日から2010年3月末日までを2009会計年度とする。